

第一百三十条 新租税特別措置法第六十八条の百十一第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が信託法施行日以後に受けるべき同項に規定する外国特定投資信託の収益の分配の額（信託法施行日以後に効力が生ずる新租税特別措置法第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託（新法信託を含む。）に係るものに限る。）について適用する。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第一百三十一条 新租税特別措置法第六十九条の四及び第六十九条の五の規定は、平成十九年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十条第十一項及び第十二項の規定は、相続又は遺贈により財産を取得した者が施行日以後に金銭の贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次項において同じ。）をする場合について適用する。

3 新租税特別措置法第七十条の三及び第七十条の三の二の規定は、平成十九年一月一日以後に贈与により

取得する新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した旧租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

4 施行日から附則第一条第八号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第七十条の三の三の規定の適用については、同条第三項第二号イ中「金融商品取引法」とあるのは「証券取引法」と、「金融商品取引所」とあるのは「証券取引所」とする。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第一百三十二条 新租税特別措置法第七十四条（第四号に係る部分を除く。）の規定は、施行日以後に新築をし、又は取得をする同条に規定する住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築をし、又は取得をした旧租税特別措置法第七十四条に規定する住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十四条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、同号の住宅用家屋の新築等をするための資金の貸付けに係る債権で独立行政法人住宅金融支援機構が同号の業務により金融機関から譲り

受けた貸付債権（当該金融機関が平成十九年四月一日以後に申込みを受理する資金の貸付けに係るものに限る。）について適用する。

3 新租税特別措置法第七十七条の規定は、同条に規定する政令で定める者が施行日以後に同条に規定する土地の取得をする場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、農業を営む者が施行日前に旧租税特別措置法第七十七条に規定する土地の取得をした場合における当該土地の所 有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 森林組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第三項に規定する権利義務の承継をした場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 商工組合中央金庫が、施行日から平成二十年九月三十日までの間に旧租税特別措置法第七十八条の三第一項に規定する業務に係る債権を担保するために受ける抵当権（企業担保権を含む。以下第七項までにおいて同じ。）の設定の登記又は登録に係る登録免許税については、同条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十九年三月三十一日」とあるのは、「平成二十年九月三十日」とする。

6 株式会社商工組合中央金庫が、平成二十年十月一日から株式会社商工組合中央金庫法の廃止の日の前日又は同法の施行の日から七年を経過する日のいずれか早い日までの間に同法第十四条第一項第二号及び第四項第一号に掲げる業務（同法第六条第一項第二号から第十号までに掲げるものであつて株式会社商工組合中央金庫の株主であるもの及びその直接又は間接の構成員に対するものに限る。）に係る債権を担保するため受ける抵当権の設定の登記又は登録に係る登録免許税については、旧租税特別措置法第七十八条の三第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号。以下この条において「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日（昭和四十八年三月三十一日）とあるのは「平成二十年十月一日から株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第 号）の廃止の日の前日又は同法の施行の日から七年を経過する日のいずれか早い日」と、「商工組合中央金庫が商工組合中央金庫法第二十八条第一項第一号及び第二号に掲げる業務」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫が同法第十四条第一項第二号及び第四項第一号に掲げる業務（同法第六条第一項第二号から第十号までに掲げるものであつて株式会社商工組合中央金庫の株主であるもの及びその直接又は間接の構成員に対するものに限る。）」と、「含む。以下この条において同じ」と

あるいは「含む」と、「税率は」とあるのは「税率は、株式会社商工組合中央金庫が同法第十四条第一項第二号に掲げる業務のうち同法第六条第一項第十二号に掲げるものに対するものを行う場合には財務省令で定めるところにより登記又は登録を受けるものに限り」と、「千分の一」とあるのは「不動産、船舶、ダム使用権、鉱業権、砂鉱権、租鉱権、特定鉱業権又は漁業権若しくは入漁権の抵当権の設定の登記又は登録にあつては千分の三とし、航空機又は農業用動産、建設機械若しくは自動車の抵当権の設定の登記又は登録にあつては千分の二・五とし、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団若しくは観光施設財団若しくは鉄道財団、軌道財団若しくは運河財団の抵当権又は企業担保権の設定の登記又は登録にあつては千分の二」とする。

7 前項の場合において、株式会社商工組合中央金庫が平成二十年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に同項の業務に係る債権を担保するために抵当権の設定の登記又は登録を受けるときにおける同項の規定の適用については、同項中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、「千分の二・五」とあり、及び「千分の二」とあるのは「千分の一・五」とする。

8 新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、附則第一条第十六号に定める日以後にされる同項に規定す

る認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、同日前にされた旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する事業区域内の土地の所有権の移転の登記又は同条第二項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第八十三条第三項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同条第三項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第三項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同条第五項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(消費税の特例に関する経過措置)

第一百三十三条 旧租税特別措置法第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車で、同項に規定する期間内に国内において譲渡が行われたもの又は保税地域から引き取られたものに係る消費税については、なお

従前の例による。

2 旧租税特別措置法第八十六条の五第一項に規定する事業者の同項に規定する期間内に終了した同項の課税期間に係る消費税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第八十六条の五の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる第六条の規定による改正後の消費税法第十五条第一項に規定する法人課税信託（遺言によつてされた信託に該当するものにあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限り、新法信託に該当するものを含む。）について適用する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第一百三十四条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「証券業者」を「金融商品取引業者」に改める。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正）

第一百三十五条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

## 第十一条第三項第五号を削る。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十六条 附則第三十四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる特定信託についての前条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十一條第三項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百三十七条 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして、同条第十項から第十六項までの規定を適用する。この場合において、当該農業相続人に係るこれらの規定の適用

に關し必要な事項は、政令で定める。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

二 旧租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人  
附則第十九条第二項の次に次の一項を加える。

3 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、同条第七項から第十二項まで及び新租税特別措置法第七十条の六第十八項の規定を適用する。この場合において、当該受贈者に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定により

なお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四　旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者  
(地方自治法の一部改正)

第一百三十八条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ及び第十六号ニ」に、「第三十四条の二第二項第十一号及び第十三号」を「第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号」に、「第六十一条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ」を「第六十二条の三第四項第十五号ハ及び第十六号ニ」に、「第六十五条の四第一項第十一号及び第十三号」を「第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号」に改め、同項第一

号中「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項

第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第一百三十九条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項の表第四十八号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第一号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第一百四十条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

(第一百八十六条中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。)

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正)

第一百四十二条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める。

(農地法施行法の一部改正)

第一百四十二条 農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第一百四十三条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第一号及び第三号並びに第八十二条中「三十五年」を「四十年」に改める。

(中小小売商業振興法の一部改正)

第一百四十四条 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「商店街振興組合若しくは」を「商店街振興組合等（商店街振興組合若しくは）」に、「（第六条において「商店街振興組合等」という。）」を「をいう。」に改める。

第六条を次のように改める。

## 第六条 削除

(農業経営基盤強化促進法の一部改正)

第一百四十五条 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

## 第十四条 削除

第二十五条を次のように改める。

## 第二十五条 削除

(たばこ事業法の一部改正)

第一百四十六条 たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項を削る。

(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部改正)

第一百四十七条 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の前の見出しを削り、同条に見出しつして「（課税の特例）」を付する。

第十二条を次のように改める。

## 第十二条 削除

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第一百四十八条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表租税特別措置法の項第三欄中「及び第八十八条の規定」を「たばこ税法」に改め、同項第四欄中「及び第八十八条の規定並びに」を「たばこ税法及び」に改め、同表たばこ事業法の項第二欄中「附則第七条第二項」を「第九条第一項」に改め、同項第三欄中「たばこ税並びに」を「たばこ税及び」に改め、同項第四欄中「たばこ税」を「たばこ税及び」に改める。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第一百四十九条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「次条第二項」を「次条」に改める。

第八条第一項を削り、同条第二項中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を  
加え、同項を同条とする。

（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部改正）

第一百五十条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）の一部を次  
のように改正する。

第七条を次のように改める。

### 第七条 削除

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第一百五十一条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次の  
ように改正する。

第五十八条第三項中「第六十六条の十二第一項」を「第六十六条の十三第一項」に、「及び設備廃棄  
等欠損金額」を「「の欠損金額」」に、「「、設備廃棄等欠損金額」」を「「の欠損金額」」に改める。

(証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第一百五十二条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「「老人等に」」を「「又は証券業者」とあるのは「金融商品取引業者又は登録金融機関」と、「受益証券」とあるのは「受益権」と、「老人等に」」に、「「障害者等に」」を「「障害者等に」と、「又は収益の分配の」とあるのは「収益の分配又は収益の分配又は剩余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剩余金の配当をいう。以下この号において同じ。）の」と、「対応する利子又は収益の分配」とあるのは「対応する利子、収益の分配又は収益の分配又は剩余金の配当」」に改め、同条第五項中「同条第一項中「政令で定めるもの」を「同条第一項中「受益証券で政令で定めるもの」」に、「「政令で定めるもの」」を「「受益権で政令で定めるもの」」に、「「又は収益の分配」」を「「収益の分配又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する剩余金の配当」と、同条第三項中「信託法」とあるのは「公益信託二関スル法律」と、「第六十六条」とあるのは「第一条」」に改める。

附則第十条第二項中「及び第三項」を削り、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を

「と、「証券業者」とあるのは「金融商品取引業者」と、同条第三項中「老人等」とあるのは「所得税法第九条の二第一項に規定する障害者等」とする」に改め、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日以後は、同条第一項中「第十四条の二第二項」とあるのは「第十四条第二項」とし、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日以後は、同項中「証券業者」とあるのは「金融商品取引業者」とする。

附則第十条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「第十四条の二第二項」とあるのは、「第十四条第二項」とする。附則第十条第十五項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「証券業者又は」とあるのは「金融商品取引業者、金融商品取引清算機関又は」と、「証券業者等」とあるのは「金融商品取引業者等」と、同条第四項中「証券業者等」とあるのは「金融商品取引業者等」とする。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一

部改正)

第一百五十三条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八十九条のうち法人税法第十二条第一項及び第二項の改正規定中「第二項」の下に「並びに第六十一条の二第二十一項」を加える。

第一百五十四条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八十九条のうち法人税法第十二条第一項及び第二項並びに第六十二条の二第二十一項の改正規定中「第十二条第一項及び第二項並びに」を「第十二条第四項第二号及び」に改める。  
附則第一百四条を次のように改める。

第一百四条 削除

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第一百五十五条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)の

一部を次のように改正する。

第六十二条のうち租税特別措置法第五条の二第五項、第七号の改正規定中「第四十四条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に、「第四十四条第一項第十四号」を「第四十四条第一項第十三号」に改める。

第一百二十四条のうち証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第九条第二項の改正規定中「「又は郵便貯金その他」」を「「又は証券業者」」とあるのは「、金融商品取引業者又は登録金融機関」と、「又は郵便貯金その他」」に、「「老人等に」」を「「受益権」とあるのは「受益権」と、「老人等に」」に、「同条第三項中」を「「又は収益の分配の」」とあるのは「、収益の分配又は剩余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剩余金の配当をいう。以下この号において同じ。）」と、「対応する利子又は収益の分配」とあるのは「対応する利子、収益の分配又は剩余金の配当」と、同条第三項中」に改める。

第一百二十四条のうち証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第十条第二項の改正規定中「「とあるのは、」」を「とあるのは」」に、「及び第三項」を削

り、「とする」に「と、「証券業者」とあるのは「金融商品取引業者」と、同条第三項中「老人等」とあるのは「所得税法第十条第一項に規定する障害者等」とする」に改める。

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第一百五十六条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一百四十四条のうち、登録免許税法別表第一第三十八号の改正規定中「同号(六)」を「同号(七)」に改め、同表第五十号の改正規定を削り、同表第九十六号の改正規定中「別表第一第九十六号」を「別表第一第五十号の二を削り、同表第九十六号」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第一百五十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十八条

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。